

智頭町指定文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

智頭町指定文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例（平成 12 年智頭町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u> <u>第 3 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、石谷家住宅に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u> <u>（1）石谷家住宅の施設設備の維持管理に関する業務</u> <u>（2）前号に掲げるもののほか、石谷家住宅の管理に関する業務のうち、町長のみの特権に属する事務を除くもの</u></p> <p><u>（指定管理者の管理の期間）</u> <u>第 4 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、前条に規定する町長の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日）から 3 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>（開館時間及び休館日）</u> <u>第 5 条 石谷家住宅の開館時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が必要と</u></p>	

認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

2 石谷家住宅の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月2日まで及び12月28日から同月31日まで

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずあらかじめ町長の承認を得てこれを臨時に閉館し、又は休館日に開館することができる。

（観覧の許可）

第6条 石谷家住宅を観覧しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その観覧が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲

（観覧の許可）

第3条 石谷家住宅を観覧しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、石谷家住宅の管理上支障があると認められるとき。

(観覧許可の基準)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、観覧を許可しないものとする。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人の迷惑となると認めるとき。

(3) 建物又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、石谷家住宅の管理上支障があると認めるとき。

(観覧許可の条件)

第5条 町長は、第3条に規定する許可に石谷家住宅の管理のため必要な範囲において条件を付することができる。

(管理の委託)

第6条 法第244条の2第3項の規定に基づき、石谷家住宅の管理を財団法人因幡街道ふるさと振興財団(以下「管理受託者」という。)へ委託する。

(観覧料金)

第7条 石谷家住宅の観覧に係る料

(観覧料金)

第7条 石谷家住宅の観覧にかかる

金(以下「観覧料金」という。)は、別表のとおりとし、指定管理者にその収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者がその収入として料金を収受する場合には、指定管理者は、石谷家住宅の利用について、あらかじめ町長の承認を得て定めた額の料金を徴収する。

(観覧料金の減免)

第8条 指定管理者は、規則に定めるところにより観覧料金を減免することができる。

(観覧許可の取消し)

第9条 指定管理者は、石谷家住宅の観覧の許可を受けた者(以下「観覧者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観覧の許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第11条の命令に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により観覧許可を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、石谷家住宅の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(行為の制限等)

第10条 石谷家住宅においては、次

料金(以下「観覧料金」という。)については別表のとおり定める。

2 観覧料金は、管理受託者にその収入として収受させる。

(観覧料金の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより観覧料金を減免することができる。

(観覧許可の取消し)

第9条 町長は、石谷家住宅の観覧の許可を受けた者(以下「観覧者」という。)が次の各号の一に該当するときは、観覧の許可を取り消すことができるものとし、これによって観覧者が損害を受けても、町長はその責を負わない。

(1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(2) その他石谷家住宅の管理運営上不適当と認めるとき。

(行為の禁止)

第10条 石谷家住宅においては、次

<p>に掲げる行為をしてはならない。 ただし、<u>指定管理者</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、行為の中止又は石谷家住宅からの退去を命ずることができる。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、施設の観覧者に対して禁止行為及び遵守事項を観覧者心得として公示するものとする。</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第11条 指定管理者は、石谷家住宅の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、観覧者に対し、必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>別表(第7条関係) 石谷家住宅観覧料 表 略 備考 1 略 2 <u>指定管理者</u>が特別な企画に基づき展示をする場合の<u>観覧料金</u>は、<u>指定管理者</u>が別に定めるものとする。</p>	<p>に掲げる行為をしてはならない。 ただし、<u>町長</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、行為の中止又は石谷家住宅からの退去を命ずることができる。</p> <p>3 <u>管理受託者</u>は、施設の観覧者に対して禁止行為及び遵守事項を観覧者心得として公示するものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第11条 石谷家住宅の施設、設備若しくは展示品等を毀損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>別表(第7条関係) 石谷家住宅観覧料 表 略 備考 1 略 2 <u>受託管理者</u>が特別な企画に基づき展示をする場合の<u>観覧料</u>は、<u>受託管理者</u>が別に定めるものとする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の智頭町指定文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の智頭町指定文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。